

住民主体の地域づくりの取組



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

春日井市健康福祉部地域福祉課
地域包括ケア推進室 上野陽介



平成28年10月1日現在
 人口 311,748人
 高齢者人口 76,976人
 高齢化率 24.69%
 面積 92.78km²



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

介護予防・日常生活支援総合事業の実施体制

訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	指定
	訪問型サービスB(住民主体による支援)	補助
	訪問型サービスC(短期集中型サービス)	指定
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	指定
	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	指定
	通所型サービスB(住民主体による支援)	補助
	通所型サービスC(短期集中型サービス)	指定
介護予防 ケアマネジメント	ケアマネジメントA	
	ケアマネジメントC	

区分	第1号通所事業		第1号訪問事業
	緩和した基準によるサービス事業	通所型短期集中型サービス事業	訪問型短期集中型サービス事業
サービス内容	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動、レクリエーション又は行事等を通じて必要な日常生活上の支援及び生活機能訓練を行う	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上その他の一人ひとりに合った必要な日常生活上の支援及び個別のプログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行う	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上その他の一人ひとりに合った必要な日常生活上の支援及び個別のプログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行う
人員	(1)管理者 常勤専従1名 (2)従事者 専従1以上(利用者15人までに対して1以上) ※15人を超える場合は超える部分を10で除して得た数に+1以上 (3)機能訓練指導員 1以上 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は健康運動指導士の資格を有する者 従事者のうち1人以上は常勤	(1) 医師 1以上 (サービス提供時間を通じて、密接かつ適切な連携が図られていれば確保されているものとみなす) (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員、管理栄養士又は歯科衛生士(利用者10人に対して1以上) (3) (2)のうち運動器機能訓練の提供に当たる理学療法士又は作業療法士が、栄養改善の指導の提供に当たる管理栄養士が、口腔機能の向上の提供に当たる言語聴覚士又は歯科衛生士が利用者100人に対して1以上	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士 (1)理学療法士及び作業療法士は、運動器機能訓練の業務に従事 (2)言語聴覚士及び歯科衛生士は、口腔機能の向上の業務に従事 (3)管理栄養士は、栄養改善の指導の業務に従事
設備及び備品等	食堂及び機能訓練室の合計面積 2.5㎡×利用定員以上	サービス提供室の面積 3㎡×利用定員以上	
実施期間	期 間:3か月から6か月 頻 度:週1回または週2回 所要時間:1回あたり2時間から3時間まで	期 間:3か月から6か月 頻 度:週1回または週2回 所要時間:1回あたり1時間から2時間まで	期 間:3か月から6か月まで 頻 度:週6回を限度 所要時間:1回あたり20分以上
報酬	1回につき ○基準単価 270単位 ○送迎加算 27単位(片道) ○介護予防改善加算 50単位×サービス提供月 *6か月以内に利用者の生活機能が改善し、介護予防に一定の効果がみられ、サービスを終了した場合に算定	1回につき ○基本単価 250単位 ○送迎加算 27単位(片道) ○サービス提供体制強化加算 72単位(1月につき) ○介護予防改善加算 50単位×サービス提供月 *6か月以内に利用者の生活機能が改善し、介護予防に一定の効果がみられ、サービスを終了した場合に算定	1回につき ○基本単価 270単位 ○介護予防改善加算 50単位×サービス提供月 *6か月以内に利用者の生活機能が改善し、介護予防に一定の効果がみられ、サービスが終了した場合に算定

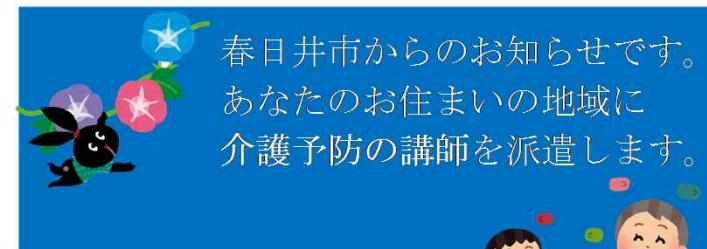
基準の詳細は <http://www.city.kasugai.lg.jp/fukushi/kourei/027851.html>

住民主体サービスへの補助制度(概要)

根拠規定	春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱		
補助対象団体	1年以上の活動実績を有する次の団体(例外規定あり) <ul style="list-style-type: none"> ・市に届を出している区、町内会、自治会 ・地区社会福祉協議会 ・春日井市市民活動支援センターの登録団体 ・特定非営利活動法人 ・その他市長が適当と認める団体(地域住民で構成する団体、ボランティア団体等) 		
対象事業種別	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス(高齢者等サロン、ミニデイサービス) 		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助(訪問) ・趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場(通所) 		
補助の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ支援補助 ・運営補助 		
補助金額(上限)	立ち上げ支援	訪問型サービス、高齢者等サロン	10万円
		ミニデイサービス	100万円
	運営支援	訪問型サービス、高齢者等サロン(1回/月)	5万円/年
		高齢者等サロン(2回以上/月)	10万円/年
		ミニデイサービス	5万円/月

介護予防講師派遣事業(概要)

根拠規定	春日井市介護予防講師派遣事業実施要領
事業開始	平成26年10月1日
事業内容	地域包括支援センターが介護予防活動への参加が必要と認めた10名以上の団体を対象に、3か月程度の期間、登録講師を派遣する。(同一団体への講師派遣は1回限り)
登録講座	13講座 内容:運動 8講座、認知予防 5講座、栄養 1講座、口腔機能 1講座 (一部重複あり)
派遣回数(H27)	20回 (派遣講座 9講座) (内容:運動 13、認知予防 7)
参加実人数(H27)	500名



春日井市からのお知らせです。
あなたのお住まいの地域に
介護予防の講師を派遣します。

メニューは多種多様



笑いヨガ

筋力トレーニング

阿波踊りの健康体操

脳トレ

ヨガ

ラジオ体操

気功体操

フラダンス

etc...



フレイル(筋力や活動が落ちた状態)予防や認知症予防が介護予防の第一歩です。興味のある講座を選んで、地域の人と一緒に楽しみながら元気な生活を送りましょう!

派遣をご希望の方へ

対象者：市内在住の65歳以上の方

「日頃集まる仲間はあるけれど、介護予防の始め方が分からない」「介護予防に取り組みたいが、どんなものがあるか分からない」という方は、まずはあなたのお住まいの地域の「地域包括支援センター」(裏面参照)にご相談ください。同じように介護予防に取り組みたい仲間が集まると、春日井市が地域包括支援センターから依頼を受け、専門知識を持った講師を3か月程度派遣します。

地域で集まって
何かしたいなあ

今後も続けて
いきたいなあ

3か月経過



地域住民



講師を呼んで
やってみよう

補助制度
があるよ



認知症予防



運動



地域包括支援センター

介護予防講師
派遣事業



遠くから
見守って
いるよ



補助制度実績(平成29年1月1日現在)

申請団体			32団体
内訳(サービス種別)	ミニデイサービス		3団体
	高齢者等サロン		29団体
内訳(補助種別)	立ち上げ支援補助		25団体
	運営補助		25団体
補助金額(平均)	立ち上げ支援補助	ミニデイサービス	519,633円
		高齢者等サロン	73,546円
	運営補助	ミニデイサービス	356,666円
		高齢者等サロン	52,387円

活動支援の課題と今後の展望

課題	現状
地域住民の活動の意思の具体化	活動意思を持つ地域住民が民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどにそれぞれ相談している
地域住民の活動意欲の醸成	地域包括支援センターが地域ケア会議などで働きかけを行っている
講師派遣期間終了後に自主活動に移行した後の活動団体への助言等の支援体制の構築	随時、希望時に地域包括支援センターが相談対応している

今後の展望

平成29年度から、第2層の生活支援コーディネーターの設置を予定している。
生活支援コーディネーターによる現在活動中のサロンに対する定期的な状況確認と、参加者や運営者から次の資源、活動へのつながり、発展。



Click Here

まちと自然が、ちょうどいい



御清聴ありがとうございました。
ございました。



©Kasugai City 2008
春のまち春日井「道風くん」